

第四六回

参第二号

へき地教育振興法の一部を改正する法律（案）

へき地教育振興法（昭和二十九年法律第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第五号を次のように改める。

五 寄宿舍の設置その他へき地学校の児童及び生徒の通学を容易にするため必要な措置を講ずること。

第五条の三第一項中「給料の月額と扶養手当の月額との合計額を基礎とし、これにへき地手当に関するへき地学校の級別に応ずる支給割合を乗じて」を「給料及び扶養手当の月額の合計額にへき地手当に関するへき地学校の級別に応ずる支給割合を乗じて得た額と当該級別に応ずる調整額とを合計して」に改め、「当該支給割合」の下に「及び調整額」を加え、同条第四項中「百分の八」を「百分の十」に、「百分の十二」を「百分の十五」に、「百分の十六」を「百分の二十」に、「百分の二十」を「百分の二十五」に、「百分の二十五」を「百分の三十」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第一項の規定により条例で定める調整額は、一級及び二級については千円、三級、四級及び五級については二千円を基準として、これを定めなければならない。

第六条第一項中「二分の一」を「三分の二」に改める。

附 則

この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

理 由

へき地教育の振興を図るため、へき地手当についてその支給割合を高めるとともに新たにこれに調整額を算入することとし、へき地学校の児童及び生徒の通学を容易にするための必要な措置として市町村による寄宿舍の設置を明記するとともにこれを国による補助の対象とし、あわせて市町村が行なうへき地教育の振興に関する事務に要する経費についての国の補助率を三分の二に高める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、昭和三十九年度約十億三千万円の見込みである。